

救命救急センターヘリコプターによる救急患者 受け入れ要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、救命救急センターにおけるヘリコプターによる救急患者受け入れ、及び山形県ドクターヘリ基地病院ヘリポート（以下「ヘリポート」という）の使用について、円滑な運用を行うために必要な事項を定めるものとする。

なお、この要綱における消防防災ヘリとは、山形県消防防災ヘリコプター「もがみ」（以下「消防防災ヘリ」という。）をいうが、他県・市の消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター、自衛隊ヘリコプターについても同様の取り扱いとする。

(運用方針)

第2条 原則として、県内医療機関からの患者搬送について、ドクターヘリ運航時間内にはドクターヘリを第一優先で使用する。それ以外の場合や、他県からの搬入については以下に準ずる。

2 消防防災ヘリの運航時間は、原則として日の出から日没までなので、患者受け入れ時間もこれに準ずる。

2 ヘリポートの使用について、ドクターヘリ稼動（準備）時間帯（概ね午前8時頃から日没まで）とドクターヘリ稼動準備前時間帯（日の出から概ね午前8時頃前まで）に分けて取り扱う。

(消防防災ヘリからの患者受け入れ手続き)

第3条 消防防災ヘリからの患者受け入れ手続きは、次のとおりとする。

(1) 医療機関からの場合

運航時間外、ドクターヘリ別件出動中等、または他県からの搬入について、消防防災ヘリでの搬送を行う場合の手順は以下に従う。

ア 患者の受け入れについて、搬出元医療機関と当院受け入れ診療科の間で調整を行う。ヘリ搬送が必要と判断される場合には、受け入れ診療科担当者が救急科医師に連絡する。

イ 消防防災ヘリを使用する場合、救急科医師は消防防災ヘリ搬送情報を救急室スタッフ並びにドクターヘリ運航管理室に連絡し、十分な診療体制及び安全管理体制を整えておく。

ウ 搬出元医療機関は消防防災ヘリでの搬送を地元消防に依頼する。

エ 消防防災ヘリのヘリポート安全管理及び患者受け入れについては、(2) 救急患者発生現場からの搬入に準じて行う。

(2) 救急患者発生現場からの場合

- ア 救急搬送が必要と判断した場合は、患者の受け入れ要請は、ヘリ要請消防機関から救命救急センターホットライン（電話 [REDACTED]）に受け入れを要請する。
- イ 患者の状況、緊急性などにより、救命救急センター医師が受け入れを決定する。また、救命救急センター医師は受け入れ決定の件を、救命救急センタースタッフ、ドクターヘリ運航管理室スタッフへ直ちに連絡し、十分な診療体制及び安全管理体制を整えておく。
- ウ 救命救急センタースタッフは、ヘリポート付近に待機し、患者を引き継ぐ。
- エ 救命救急センター医師の搭乗が必要と判断される場合は、ヘリポートで消防防災ヘリに搭乗し現場に向かう。

(ヘリポートへの着陸手続き)

第4条 消防防災ヘリがヘリポートに着陸する場合の手続きは、次のとおりとする。

(1) ドクターヘリ稼働（準備）時間帯（概ね午前8時頃から日没まで）

- ア ヘリ要請消防機関は、着陸15分前を目途に到着予定時刻等を救命救急センターホットライン（電話 [REDACTED]）に電話連絡を行う。
- イ 救命救急センター医師は、ドクターヘリ運航管理室スタッフへ連絡する。
- ウ ヘリポートの安全管理は、運航管理室スタッフが行う。
- エ 運航管理室スタッフは、ヘリ要請消防機関に対して、ヘリポートの安全確保完了の電話連絡を行う。

(2) 日の出からドクターヘリ稼働準備時間前（概ね午前8時頃前）まで

- ア ヘリ要請消防機関は、着陸15分前を目途に到着予定時刻等を救命救急センターホットライン（電話 [REDACTED]）に電話連絡を行う。
- イ 救命救急センター医師は、防災センター（電話 [REDACTED]）へ連絡する。
- ウ ヘリポートの安全管理は、防災センター職員及び中央監視室職員（委託業者を含む）が行う。
- エ 防災センター職員は、ヘリ要請消防機関に対して、ヘリポートの安全確保完了の電話連絡を行う。

(3) 前2項の規定にかかわらず、ヘリコプター離着陸時のヘリポート周辺道路の安全管理は、ドクターヘリ稼働時間帯は委託業者が行い、ドクターヘリ稼働時間前は、防災センター職員及び中央監視室職員（委託業者を含む）が行うものとする。

(4) (1)のエまたは(2)のエの情報伝達を受けて、消防防災ヘリは最終的にヘリポートの安全を目視で確認し、着陸する。

(その他)

第5条 医師などの返送運航は、行わないものとする。

- 2 燃料補給の要請については、柔軟に対応するものとする。
- 3 一般住民からの直接要請は受け付けないものとする。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月18日から施行する。